

## 【電気用品安全法】製造・輸入手続きセルフチェックリスト

- ・電気用品の製造事業・輸入事業にあたり、法令に基づいた手続きを着実に実施いただくためのセルフチェックリストです。
- ・各項目の詳細は、電気用品安全法（「法」という。）関係法令や『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver6.0.0）』（「手引書」という。）を確認してください。
- ・本チェックリストは事業者の皆さまの手続きをサポートする趣旨で提供するものであり、本リストのみをもって適正な義務履行を保証するものではありません。
- ・本チェックリストは近畿管内の事業所で事業を実施し、近畿経済産業局へ届出を行う事業者の皆さまを対象に作成しています。

### 基礎情報

■ 作成日	
■ 作成担当者	

### 対象情報

■ 電気用品の区分	
■ 電気用品名	
■ 特定or特定以外	
■ 製品名	
■ 型番等	
■ 適用する技術基準	

！技術基準の詳細は、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」別表第一～十二をご参照ください。  
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/act.html#notice>  
その上で、特に輸入事業者の場合は製造元から入手したテストレポート等で確認してください。英文では「Applied Standard」「Tested According to-」「Test Specification」などと表記。

### 法令手続き

チェック欄

メモ欄（具体的対応等：任意）

#### 届出【法第3条（事業開始）、法第5条（変更）】 cf.手引書P.32～73

■ 電気用品の製造・輸入事業の「開始届出」を提出している【法第3条】 ！届出は「製造・輸入」ごと、「電気用品の区分」ごとに新たに提出が必要です ！届出は事業開始日（遅くとも製造開始又は通関日）以降30日以内（事前届出は不可） ！取扱い製品のスペックに合致した「電気用品の型式の区分」を届出することが必要です ！届出は『保安ネット』から電子手続きが便利です		
■ 届出事項に変更があった場合、遅滞なく「変更届出」を提出している【法第5条】 ！氏名・名称、住所、電気用品の型式の区分、工場の名称・住所、海外製造事業者の名称・住所の変更は届出必要 ！法人代表者の交替は上記の事項に変更があった際に併せて届出が必要		
■ PSEマークに会社名を略称で表示する場合、「略称表示の承認申請」を提出している		
■ PSEマークに会社名を登録商標で表示する場合、「登録商標の表示届出」を提出している ！略称表示の承認申請及び登録商標の表示届出は、経済産業大臣宛に実施してください		

#### 技術基準適合【法第8条第1項】 cf.手引書P.74～76

■ 当該製品が設計段階で技術基準に適合していることを確認している ！具体的な適用する技術基準は上部の「対象情報」欄に記載してください ！輸入事業者の場合、技術基準に適合している書面（テストレポート等）を製造メーカーから入手することで確認が可能		
---	--	--

#### 自主検査【法第8条第2項】 cf.手引書P.76～80

■ 当該製品の製造段階で自主検査を実施している ！輸入事業者の場合、最終責任を自社が負うことを前提に、海外製造メーカー等に委託して実施することも可能です		
■ 完成品検査について、必要な検査項目を満たしている ！多くの電気用品では「外観」「絶縁耐力」「通電」の検査が必要です ！リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー）の検査項目は「外観」「出力電圧」		
■ 完成品検査を全数に対して行っている ！抽出検査は不可		
■ 完成品検査の記録を作成し、保存している ！保存義務は3年間 ！輸入事業者の場合でも、自社で検査記録の作成・保存が必要です ！検査記録の必要記載事項は、①電気用品名・型式の区分・構造・材質・性能の概要、②検査年月日・場所、③検査実施者名、④検査数量、⑤検査方法、⑥検査結果		
■ 【特定電気用品のみ】製造工程検査、試料検査を実施している		

#### 【特定電気用品のみ】適合性検査【法第9条】 cf.手引書P.82～90

■ 登録検査機関による適合性検査を受検している		
■ 製造事業者の場合、適合証明書を入手・保存している		
■ 輸入事業者の場合、適合同等証明書の「副本」を入手・保存している ！複写機コピーではありません。適合性検査を受検した製造メーカーを通じて登録検査機関に「副本」の発行を依頼		

#### 表示【法第10条】 cf.手引書P.91～95

■ PSEマークを表示している		
■ PSEマークの近傍に、届出事業者名、スペック（定格電圧等）の必要事項が記載されている ！記載が必要なスペック（定格電圧等）は電気用品ごとに技術基準で規定 ！【特定電気用品のみ】登録検査機関名の表示が必要		